

議 長 日程第5「議案第55号松田町生涯学習センター条例の一部を改正する条例（総務文教常任委員会報告）」を議題とします。

本案については、総務文教常任委員会の審査報告を求めます。委員長、南雲まさ子君。

総務文教常任委員長 令和5年12月8日、松田町議会議長 平野由里子殿。総務文教常任委員会委員長 南雲まさ子。

総務文教常任委員会報告書。本委員会は、12月7日、8日に委員6名中6名全員出席のもとに、役場4階4A特別会議室で委員会を開催し、令和5年第4回議会定例会において付託された議案第55号松田町生涯学習センター条例の一部を改正する条例を慎重に審査しましたので、次のとおり報告します。

1、審査の結果。採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

2、審査の内容。教育課長及び担当職員出席のもと、松田町生涯学習センター条例の一部を改正する条例について、詳細な説明を受け質疑を行い、慎重に審査しました。

審査の結果、慢性的な赤字を抱える松田町生涯学習センターに関し、様々な試算による料金改定への影響を鑑みても、赤字幅を縮める手段として今回の料金改定は有効と判断しました。

私のほかにも委員がおりますので、補足説明を発言することをお許してください。以上。

議 長 総務文教常任委員会委員長の報告が終わりました。それでは、質疑に入ります。

9 番 井 上 委員会報告のですね、報告書の内容について1点お伺いをしたいと思います。後段の様々な試算によるということ、これはどういった試算をされたのか。様々な試算ということと、料金改定への影響を鑑みるというのが、ちょっとよく理解できませんので、そこについての説明をお願いいたします。

議 長 回答をお願いいたします。

10 番 南 雲 算定資料として、執行者側から出されたものが、令和4年度の実績を基に、

料金改定をした場合に稼働率が達成できない場合の場合と、今回の料金改定をして稼働率ができた場合…できなかった場合、それから稼働率が達成できず、閉館時間を短縮した場合ということで、比べさせていただきました。それから、料金改定の影響を鑑みてもということは、料金改定した場合の影響で赤字幅を縮める手段として有効と判断したという意味でございます。以上です。

9 番 井 上 ちよつとなかなかよくその部分はですね、分かりません。この報告書全体の中でですね、町のほうのこの条例提案についてもそうなんですけども、例えばですね、この生涯学習センターのような建物、近隣市町にも南足柄、小田原等があります。本会議でのですね、質疑においても、私、質問をさせていただきましたが、それらとのですね、この料金改定後の金額、例えば大ホール、一例で大ホールですね、使用料等の比較について検討をされたのかどうかをお伺いをいたします。

10番 南 雲 近隣の比較というのは、本会議でも執行者側のほうから説明がございまして、やはり大ホールの使用をするたびに赤字がかさんでしまうということで、近隣との比較というのは、その前提にこの比較をした…せずに、考え方として、この使えば使うほど赤字になるということが前提に考えたいということで、比較はしないということの定例会での執行者側のお示しでしたので、そこは考慮に入れてません。以上です。

9 番 井 上 よく分からない回答ですが、じゃあそのもとにですね、委員会の中でですね、議論されたのかどうか。慢性的な赤字を抱えるというふうに審査の結果のところですね、慢性的な赤字を抱えると言いますが、こういった施設をですね、建てて赤字というのがよく分からないですよね。当然ですね、維持管理費は発生をします。けども、それは町民のため、福祉の向上、文化の向上、町民の様々な利便性といいますか、そういったもののために建てる施設で、赤字じゃないんですかと。そこをですね、議論されたのかをお伺いをいたします。

10番 南 雲 もちろん、町民のための文化施設で、町民のために文化向上のためには赤字というのは出ても致し方ないというふうな考え方もございますけれども、現状で令和4年度の実績として、2,685万3,465円の赤字が出ております。2,685万

3,463円。この赤字が永遠に、年によって多少のあれはございます、差はございますけれども、永遠に続くということで、やはりここは見直していかなくては、町民サービスの低下につながるということで、考えを前提に考えさせていただきました。

9 番 井 上 結構です。

議 長 ほかには。

8 番 田 代 1点お伺いいたします。生涯学習センターには数年前、条例改正で新たにスタートしたんですけれども、古い時代は町民文化センターと呼んでました。それで、この施設は大きく分けると文化センターの部分、大ホールを主体とした施設、練習室はちょっと別格かもしれないですけれども、大ホールを使ったときに、それに付随する施設が大半だと思います。一方で、公民館部門です。展示ホール、学習室、大会議室、会議室、調理実習室、和室、これは町内の文化団体、または近隣の文化団体が使うとき、または会議で使うとき、そういう面でね、公民館的な料金の設定なんですよ。今回見ますと、2種類の違いがある施設が同じような形で料金を上げていると。町内の団体も減免規定で、登録文化団体ということになっているから、外の団体に影響するかもしれませんが、目的は町内の方でも同じだと思うんですね。

そういった中で、私が特にお伺いしたいのは公民館、展示ホール、学習室、大会議室、調理実習室、和室、これを文化センターのどちらかという大ホールで営業主体のような感じの施設と同じような値上げの感じだと思うんですね。この辺は区分されてこういう形になったのか、どういうふうな議論をされたのか、その辺についてよろしくお願ひします。

議 長 御回答は。

3 番 吉 田 先ほど、まず他の市町のホールとの比較はしたのかというところについては、実際には執行者側のほうから資料提出頂きまして、小田原とか伊勢原とか秦野とか、そういうところからの資料を頂きまして、比較はいたしました。

それから、今お話しの点ですけれども、慢性的な赤字というのは、当然公共施設ですので、それは承知の上ではありますけれども、このまま大きく進んで

いってしまうと、それこそ維持していくのがだんだん難しくなってくるので、多少なりともという考え方で行って、検討していきました。ただ、大きく赤字を何とか幅を狭めていくためには、今お話があったように、特に営業関係のところから料金が取ればいいんだけどもというような、いろいろな議論もあったんですけども、それはまた改めてちょっと検討を進めていこうというようなことが中では話し合われました。そういうことで、今回のところも、このくらいのところでは減免のことも考えまして、それぞれこのくらいのそれぞれ負担だったら御了解頂けるのではないかというふうに委員会の中では判断した金額でございます。

8 番 田 代 この条例については、前の町有施設、義務教育施設と似たような書き方なんですけれども、片方のは、今回のほうのが縮める手段としてということで、少し緩いからいいのかなとは感じます。ただ1点、私は特に感じるのが、この旧町民文化センター、昭和56年、鳴り物入りでオープンしました。そのときに維持費、確保するために、松田山山頂開発というのをやっております、チェックメイトゴルフ場がオープンしました。その娯楽施設利用税、それと…ごめんなさい。娯楽施設利用税、ゴルフ利用税。それと、町有地がありますので、借地料が入ってきます。当時はね、1億弱ぐらい、そこまでいかなかったかもしれませんが、かなりの収入がありました。それを文化を発展させるために、文化センターにかけるんだということで、当時の町長の公約で実現しました。それが時代が変わって、ゴルフ場利用税が減少していく。老朽化は加わってくる。財政状況も厳しいということで、執行者側ね、これは何とかしなければいけないということでの提案だったと思うんですけど、私は議員サイドの人間としては、強く言いたいのが、先ほどの町有施設は義務教育施設、今回は文化施設なんですよね。ほかの市町村でも、文化センター、生涯学習センター、そういったものを設置しているところはかなりあります。そういった団体は、やはり当然赤字は出てます。その中で、許容の範囲で徴収されてると思います。ですから、あまりあまり赤字赤字というと、ちょっと議員としてね、審査する側として、いかななものかなという考えを持って質問をさせていただきました。

これは私の考えです。以上で終わります。

議 長 回答はよろしいですか。

8 番 田 代 できれば、じゃあしてください。委員さん誰でも結構です。

議 長 回答はいかがでしょう。

1 番 北 村 田代議員、ありがとうございました。町のサービスですので、町民サービスというのは、やはりお金を使ってサービスするというのが大前提でございますので、確かに赤字、単一の施設で考えると赤字という表現は間違っていないと思いますけど、サービスというようなところについてはですね、あまり不適切じゃないのかなというのは勉強させていただきました。ありがとうございます。ただですね、じゃあ、この松田町の財政で、なかなか厳しい財政の中、どこにどうサービスしていこうかというようなところを考える上ではですね、やはりじゃあ、いくらでも文化センターを赤で…赤という言い方もあれですかね、いくらでも文化センターにお金かけていいんだよというわけには、やっぱりいかに、どこかで出血を止めることによってですね、新しい町民サービスが増え、そして時代に合わせたですね、住民サービスできると考えておりますので、そういったところの金銭的なところもですね、財政的なところも考えて、一文を加えさせていただきました。

ただ、田代議員おっしゃったとおりですね、行政の基本は、お金を使ってサービスを行ということは重々承知しておりますので、企業的な考えでの赤字というような考えではなくてですね、そういったところを大切に、今後検討していきたいと思えます。御指導ありがとうございました。以上です。

議 長 よろしいですか。

8 番 田 代 結構です。ありがとうございます。

議 長 質疑はほかにございますか。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声です。質疑を打ち切って討論に移らせていただいでよろしいでしょうか。

討論なしとのお声です。(「あります。」の声あり) あります、ごめんなさ

い。こちらもまた原案反対の立場からになりますが、よろしいですか。

9 番 井 上 私は議案第55号松田町生涯学習センター条例の一部を改正する条例について、反対の立場で討論を行います。

この一部改正の条例は、松田町生涯学習センターのホール、練習室等の基本使用料について、利用者に受益者負担をとという趣旨で使用料を増額する一部改正です。委員会報告書の中では、慢性的な赤字を抱えるためとありますが、旧町民文化センターが開館をされたとき、これだけの規模の施設を町がどう維持管理していくのかという課題に対し町当局は、同時期に開設するチェックメイトカントリークラブからのゴルフ場利用税、また同クラブから町が町有地やニヶ町組合からの土地貸付収入、そういったものを財源として、この旧町民文化センターの維持管理を賄えるということで発足をした次第でございます。

令和4年度決算の生涯学習センター管理費の決算額は約4,360万円、先ほど委員長報告の中では、赤字は2,685万3,000円だという説明がございました。ゴルフ場利用税とチェックメイトからの土地貸付収入とを合わせた4年度の収入決算額は、およそでございますが、9,000万円です。大ざっぱな数字ですが、旧町民文化センターの維持管理費の財源とするという開設当初の目的には十分な額で足りていると理解をしております。

そして、生涯学習センターのような施設は、これだけの面積や設備を備える建物を建設するには、民間の力でもなかなかできないところでございます。町民や近隣の市民、町民に生活の豊かさをもたらすため、文化の向上のために自治体がつくり上げている施設であり、利用者の負担は使用に伴う実費等の負担程度に抑えるべきであります。まして、今回の生涯学習センター条例の一部改正条例では、いきなり2倍以上の使用料の増額という改正条例です。

松田町生涯学習センター大ホール使用料は、令和3年度に開館をしました小田原市の三の丸ホールの大ホール使用料等を比較すると、それよりも、また平成4年に開館した南足柄市文化会館大ホール、それよりも高い使用料となってしまいます。今回のような使用料が増額されれば、さらに現在年間6回程度とされる大ホールの外部利用、今後はますます減少していくのではないでしょう

か。以上の観点から、松田町生涯学習センター条例の一部を改正する条例における使用料増額補正には強く反対します。

以上、本議案に対する反対討論とさせていただきます。御賛同のほど、よろしく願いをいたします。

議 長 それでは、次に原案に賛成の方の立場で討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしとのお声ですが、討論を打ち切って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を打ち切り、採決を行います。議案第55号松田町生涯学習センター条例の一部を改正する条例に対する委員長の報告は可決です。議案第55号松田町生涯学習センター条例の一部を改正する条例は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

賛成多数であります。よって、本案は委員会報告のとおり可決されました。